

平成 2 9 年 6 月 2 1 日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

日本国憲法の施行と同時に新しい裁判所制度が発足してから本年5月で70年が経過しました。戦後の混乱期から高度成長期、バブル経済期を経て、グローバル化への適応を模索する現在に至るまで、我が国の社会経済情勢は大きく変遷してきました。そして現在、国際的な影響に止まらず、情報技術の発達に伴う情報化社会の進展の一方、人口減少や少子・高齢化、地域における過疎化などの重要な変化に直面しています。しかも、世界は、ここ数年、更にダイナミックな構造的変化を見せているようにも思われます。このような中、我が国の司法においては、これまで、各分野における手続法の改正のみならず、司法の制度的基盤や人的基盤、あるいは国民の新たな司法参加に及ぶ広範な改革が実施され、裁判所は、その都度、態勢整備や運用の構築等の対応に努めてきました。裁判所を巡る情勢は、国際化の一層の進展を含め、今後もこれまでの予想の範囲に止まらない変化を続けていくことが見込まれ、国民の権利を保護し、また、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不変の使命を果たしていくた

め、国内外の諸情勢の変化に適時適切に対応して、司法に対する国民の信頼をより強固なものとする努力を続けていく必要があります。我が国の司法機能に期待される質の水準が高まっていると見られることは、これまでも指摘してきたところですが、そのような期待に的確に応えるべく、裁判所組織全体として有効な方策を講じていくとともに、裁判官を始めとする各職員において、国民や社会から期待される水準の質の確保という意識を強く持ち、それぞれの職務に励むことを望みます。

また、裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に答えていくためには、裁判所での安全が確保され国民が安心して裁判所を利用できるよう計らうことに留意する必要があります。先週、保釈中の被告人が法廷内に刃物を持ち込み、傍聴席にいた警察官に切りつけて怪我を負わせるという事件が発生しました。このような事案については、これまでもその都度相応の対応をしてきたところですが、今回のように、傍聴席にいる方に危害が加えられたことは、近時例がなく、裁判の公開という理念を脅かしかねない事態であって、深刻に受け止める必要があります。被害を受けた方に心よりお見舞い申し上げるとともに、裁判所全体

として、再発防止に向けて一段と工夫を加えた取組を進めていく必要があります。

少子・高齢化や家族の在りようの多様化に伴い、国民生活において家庭裁判所の果たす役割が重みを増す中、家事事件及び少年事件のいずれにおいても、審理判断に困難を伴う事件の割合が高まっています。裁判官は、庁全体として任務に取り組んでいくという意識を持って、積極的に関係機関や関係職種との連携を図り、各事件を適正な解決に導き、国民のニーズに応えていく必要があります。成年後見制度については、これまでの取組により、運営改善の必要性についての認識は共有されてきていますが、制度の利用促進を図る法律が成立、施行され、国民の関心も高まっており、裁判所に期待される役割が大きくなっていることを踏まえると、今後も、議論を深め、更に効果的で合理的な運営につながる取組を進めていかねばなりません。また、家事調停については、調停それ自体を更に充実させていくべきことはもとより、家事審判や人事訴訟等の関連する諸手続との連携を念頭に置いて手続を進め、全体としての紛争解決機能の強化につながるよう、具体策を追求していくことが必要です。

裁判員裁判については、概ね安定的に運営されているとの評価を得ている一方、否認事件における争点及び証拠の整理の在り方や、控訴審での審理判断の在り方など、なお多くの検討課題が残されているところです。公判前整理手続が再び長期化し始めるなど、法曹三者の意識的な取組により一度は改善に向かうかに見えた課題についても、改めて自覚的に取り組む必要が生じてきています。各庁においては、まず、こうした現状を直視した上で、裁判員裁判導入当初からの成果を継承し、共有する姿勢を再確認するとともに、実証的な検討を継続し、更なる改善に向けて検討の結果を一つ一つ実践していくことが望まれます。また、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下が課題として指摘されており、先般、その原因について一定の分析がなされました。今のところ裁判員の選任に支障が生じていないとはいえ、より多くの国民の参加が得られるよう、裁判所としても検討を進めていく必要があります。さらに、昨年5月に刑事訴訟法等の一部改正法が成立し、刑事裁判の在りように大きな影響を及ぼすいくつかの制度が新たに導入されることとなりました。一部は既に施行されていますが、裁判現場においては、引き続き準備を重ね、適正かつ

円滑な実務が行われるよう、努力を続けてもらいたいと思います。

民事裁判においては、冒頭に述べたような社会経済情勢の変化を背景として、法的利害が先鋭に対立する事案など複雑困難な事件が目立つようになっていきます。また、判断結果の法的効力が及ぶ範囲を超えて国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、社会から大きな関心を寄せられる事件も少なくありません。さらに、国民の権利意識が高まるにつれ、裁判所に注がれる国民の目も厳しさを増しています。このような認識の下、審理において多角的な観点から検討を加え、紛争の実相を的確に捉えた説得力のある判断を示すことにより、国民の信頼を高め、その期待に応えていかなければならないことを、繰り返し指摘してきました。裁判官には、これまでのやり方の踏襲に止まることなく、審理判断の質を判断内容とそれに至る手続運営の両面から不断に検証し、その水準を更に向上させる努力が求められます。そして、合議の充実や活用により部の機能を活性化し、あるいは裁判所内外での意見交換を充実させるなどの取組においても、一人一人の裁判官が、審理判断の質の向上を実現するためのものであることを自覚し、その効果を

実感できるものとなるよう、主体的、積極的に関与することを望みます。

本年秋には、東京でアジア太平洋最高裁判所長官会議が開催され、日本は議長国として、アジア太平洋地域を中心とする法の支配の実現に向けた司法の役割について、意見交換の場を主宰することになります。さらに、その後には、同じく東京で国際知財司法シンポジウムも開催される予定です。グローバル化という共通の現象に直面している各国の中であって、我が国の司法が、このような規模の国際的な交流においてふさわしい役割を担っていくことも大変意義のあることです。

以上に述べてきたような課題に対して適切に対応していくためには、裁判官を始めとする職員一人一人において、裁判所の業務が国民の信頼を得た上でこそ成り立つものであることを十分に自覚する必要があります。その上で、各人が、裁判所を取り巻く社会経済情勢や自己の担当する職務以外の各部署の業務についても広く関心を持ち、裁判所として取り組んでいる施策の必要性や意義についての理解を自らのものとした上で、主体的に、事務の改善や、より良い手続運営、組織運営の実現に取り組んでいくことが重

要です。特に、組織の要となるべき裁判官は、意識を高く持ち、日頃の執務の中で個々の事件に真摯に取り組むとともに、法律以外の幅広い分野にも関心を持ち、多様で豊かな知識、経験を備え、社会的事象に対する洞察力を磨くべく積極的に研さんに励むよう期待されていることを強調しておきたいと思います。そのために、司法研修所において、研修の更なる充実等により裁判官の成長支援の取組を深化させ、裁判所職員総合研修所の養成課程、各種研修においても、職員全体の力量向上が図られるよう一層の工夫を行っていくこともまた重視しなければならない施策であると考えています。

これらの取組が、総体として十分な力量を備え、将来にわたって国民の信頼を維持することができる裁判所であり続けることにもつながるに違いないと信じます。そのような思いを共にすることができるよう期待して、私の挨拶とします。

以上